

労働

愛知労働局からのお知らせ

〈女性の職業生活における活躍の推進〉

女性が、職業生活において、その希望に応じて能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が制定されました。

これにより、平成28年4月1日から、労働者数30人以上の大企業は、女性の活躍推進に向けた行動計画の策定などが新たに義務づけられることとなります。

詳しくは、厚生労働省ホームページ（女性活躍推進法特集ページ）で確認してください。

問合せ先

愛知労働局雇用均等室

☎052-219-15509

〈無期転換ルール〉

平成25年に改正労働契約法が施行され、有期労働契約が繰り返し更新されて通算5年（平成25年4月1日

以後に開始する有期労働契約が対象）を超えたときは、労働者の申し込みにより、期間の定めのない労働契約に転換できる無期転換ルールが規定されました。

このルールは、有期労働契約の濫用的な利用を抑制し、労働者の雇用の安定を図ることを目的としています。

詳しくは、厚生労働省ホームページ「有期労働者の円滑な無期転換のために」で確認してください。

問合せ先

愛知労働局労働基準部監督課

☎052-972-0253

その他

12月1日(火)～10日(木)

年末の交通安全県民運動

交通安全スリース運動の実践

「交通安全スリース運動」は、交通事故を防止するための基本的な運転行動を表した「ストップ」「スロ―」「スマート」のキーワードの3つの頭文字を取り、安全行動の定着化を図る運動です。

STOP「ストップ」

- ・赤信号・一旦停止場所ではかならず停止

- ・横断歩道や交差点では歩行者優先

- ・飲酒運転の根絶

SLOW「スロ―」

- ・見とおしの悪い交差点では徐行
- ・子どもや高齢者を見かけたら速度を控える

SMART「スマート」

- ・シートベルトの全席着用の徹底
- ・思いやりを持ったスマートな運転

問合せ先

碧南警察署

☎46-0110



汚水の処理方法について 皆さんの意見を募集します

市では、日常生活や社会活動などで汚れた水を効率・効果的に処理するための施設として平成3年から公共下水道の整備を進めています。このたび、県で取りまとめられる汚水

の処理方法について、市の案をまとめましたので、皆さんの意見を聞かせてください。

案の閲覧場所 市役所上下水道グループ

閲覧期間 11月16日(月)～30日(月)

午前8時30分～午後5時15分

(土・日曜日、祝日を除く。)

意見の提出 11月30日(月)までに①住

所②氏名③電話番号を記入し、郵送、ファクス、メールが持参により、市役所上下水道グループに提出してください。

提出・問合せ先

岡上下水道グループ

〒444-1398 (住所不要)

☎52-1111 (内線283、291)

☎52-1110

Eメール

suido@city.takahama.lg.jp

善意をありがとうございます

ございました

(敬称略)

社会福祉協議会へ

栗原 一幸